

※次のような場所では、標章を掲示していても駐（停）車違反になります。

駐停車禁止場所（道路交通法第44条第1項）

- ・ 交差点とその端から5m以内の場所
- ・ 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後5m以内の場所
- ・ 踏切とその端から前後10m以内の場所
- ・ 軌道敷内
- ・ 坂の頂上付近、勾配の急な坂
- ・ トンネル
- ・ 安全地帯の左側と、その前後の10m以内の場所
- ・ 乗合自動車、路面電車の停留所の標示柱（板）から10m以内の場所
- ・ 道路のまがり角から5m以内の場所

駐車禁止場所（道路交通法第45条）

- ・ 駐車場、車庫等の自動車専用出入口から3m以内の場所
- ・ 道路工事の区域の端から5m以内の場所
- ・ 消防用機械器具の設置場所、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から5m以内の場所
- ・ 消火栓、指定消防水利の標識の設置場所、消防用防火水槽の吸水口や吸管投入孔から5m以内の場所
- ・ 火災報知機から1m以内の場所
- ・ 車の右側に3.5m以上の余地がない場所

高速道路等での駐停車禁止場所（道路交通法第75条の8）

高速道路、自動車専用道路では駐車や停車はできません。
ただし、次の場合は除きます。

（代表例）

- ・ 警察官の命令又は危険防止のため一時停止する場合
- ・ 定められた駐車場での駐車や停車をする場合
- ・ 故障などの理由で十分な幅員がある路肩又は路側帯に駐車や停車する場合

※道路上での車庫代わりの駐車は交通違反になります。

自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条

- ・ 道路上の場所を自動車の保管場所（車庫代わり）として使用すること
- ・ 自動車が道路上の同一場所に引き続き12時間以上駐車すること
- ・ 自動車が夜間（日没時から日出時までの時間）に道路上の同一場所に引き続き8時間以上駐車すること

ここは
時間制限駐車区間ではありません！



この標識による駐車枠は、貨物集配中の貨物車のみ駐車が可能です。
除外標章では駐車できませんので
ご注意ください。

※駐車する時は、次の方法によらなければなりません。

道路交通法第 47 条ほか

- ・歩道や路側帯のない道路では、道路の左側端に沿うこと
(一方通行道路であっても道路の左側端に沿うこと)
- ・歩道やこれに準ずる歩行者用路側帯や駐停車禁止路側帯がある道路では車道の左側端に沿うこと
- ・路側帯の幅が 0.75m 以下の場合、その路側帯を除いた部分の道路の左側端に沿うこと
- ・路側帯の幅が 0.75m を超える場合は、その路側帯に入り、左側に 0.75m の余地をあけること
- ・路側帯に車両の全部が入っても、まだその左側に 0.75m を超える余地がある場合は、路側帯の標示(線)に沿うこと
- ・時間制限駐車区間(パーキング・チケット、パーキング・メーター)で駐車する場合、その指定部分・方法に従うこと。